省　令

○農林水産省令第四十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月四日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条中「第五号の二十一及び第十二号の二十二」を「第五号の二十二及び第十二号の二十三」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。